



残業代は **ちゃんと** 支払われていますか？

残業しても割増賃金が支払われていないケースが、全国各地の職場で起こっています。

みなさんの職場はどうでしょう？

「残業代の申告は2時間までと決められている」「手当の申告がしづらい雰囲気蔓延していて、使用者もそれを改善しようとしなない」など、いわゆる「サービス残業」が野放し状態ではありませんか？

厚生労働省は、時間外を含む労働時間の把握の責任を明確に使用者に課しています。残業したらその分、割増賃金を払うのは当たり前です。しっかりと残業代を請求しましょう。過重な長時間労働や過労死をなくすためにも、適正な時間管理をもとめましょう。

札幌のKKR(国家公務員共済組合連合会)病院に 労基署が是正勧告

2014年9月、札幌東労働基準監督署は、KKR札幌医療センターに対して、残業代の不払いがあるとして「是正勧告」をおこないました。

きっかけは2012年12月に起きた新卒看護師の過労自殺。就職してわずか8カ月後という痛ましい出来事でした。自殺した看護師は月平均で80時間にもおよぶ残業をしていました。しかし残業代はいっさい支払われていませんでした。職場では残業代の申請ができない空気だったそうです。



これらは、すべて業務です

始業前の情報収集、看護計画・退院・転院サマリー、業務上の「研修会」「委員会」「会議」、新人看護師への指導、臨床指導者の実習記録の点検、プリセプター業務、看護研究。

これらは25歳看護師の「過労死裁判」で2008年に大阪高裁・地裁が時間外労働として認めた業務です。

いつも患者さん・利用者さんにより書かれています。この法律は労働い医療や介護を提供するためにが条件の最低基準を定めたものにならばって働いている私たち。そんな準以下で働かせることはできません。私たち職員を雇う使用者には、守らなればならないルールがあります。またこの法律を理由に労働条件を引下げることができません。

労働条件の最低基準は法律で定められています

1日の労働時間は8時間まで

(労基法32条)

1日の労働時間は8時間、週40時間が原則。労使の約束(協定)がある場合を除いて、それ以上働かせることはできません。

時間外、休日労働には割増賃金が払われる

(労基法37条)

決められた時間を超えて働いたり、休日に働いたら割増賃金を支払わなければなりません。

休憩時間は自由に利用させなければならない

(労基法34条)

使用者は労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を与えなければなりません。また休憩時間は自由に利用させなければなりません。

年次有給休暇(年休)は労働者の権利です

(労基法39条)

年休は自由に取りたいときに取得できるもの。取得は労働者の権利です。



労働組合に入って
働きやすい職場を
つくりましょう

問い合わせ、労働条件等のご相談は

公共労 03-3872-6175

公立学校共済組合職員労働組合

(メール) mail : kokyoro@mx1.alpha-web.ne.jp

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 医療労働会館7F